

妊娠・出産等に関するハラスメント セクシュアルハラスメント

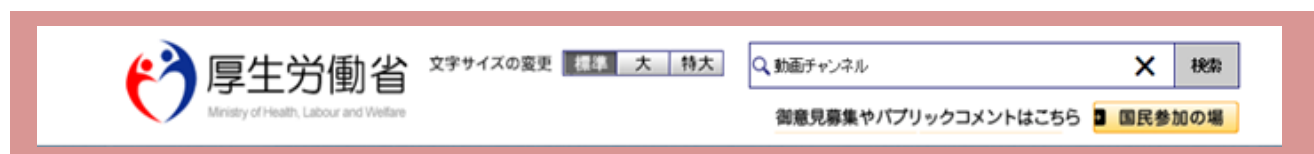
啓発動画をご活用ください

平成 29 年 1 月 1 日から男女雇用機会均等法と育児・介護休業法により事業主に義務づけられた、妊娠・出産等に関するハラスメント防止について、ハラスメント事例や事業主が講ずべき措置を紹介する動画が「厚生労働省動画チャンネル」※に掲載されています。

職場のセクシュアルハラスメント防止動画もあわせ企業内での研修等に是非ご活用ください。

※厚生労働省では、YouTube を利用した動画放送を行っています。動画で分かりやすく、いつでも視聴することができます。

厚生労働省動画チャンネル ⇒ <http://www.mhlw.go.jp/douga/>



●妊娠・出産に関するハラスメントの防止に向けて（13 分 28 秒）

<https://www.youtube.com/watch?v=I5Dqzz9z5X0>



●職場におけるセクシュアルハラスメント防止に向けて（11 分 34 秒）

<https://www.youtube.com/watch?v=s3Vx0gCUw3I>



セクシュアルハラスメント、妊娠・出産、育児休業等に関するハラスメントについてのご相談・ご質問は



山梨労働局雇用環境・均等室

〒400-8577 甲府市丸の内 1-1-11

電話 055-225-2851